

権利のための闘争 - カール・エーミール・フランツォース試論(2)

伊 狩 裕

1

「闘争のなかに汝の権利を見いだせ」という題辞を掲げ、1872年秋にウィーンで出版されたルードルフ・フォン・イエーリングの『権利のための闘争』(Der Kampf um's Recht.1872)は、今日、「法律学上の古典」、「現代に生きるわれわれにとっても多くの示唆を与えてくれる名著」¹⁾とされているが、出版当初からこの種の、すなわち法律学という分野の書物としては異例といつてよいほど広く読まれ、すでに2か月後に第2版が、翌1873年に第3版、1874年第4版と版を重ね、著者イエーリングが没する1892年までに8回版を改め、翻訳も、原著の出版から9年後の1881年までに、ハンガリー語訳を初めとして、ロシア語訳2種、ギリシャ語訳、オランダ語訳、ルーマニア語訳、セルビア語訳、フランス語訳、イタリア語訳、デンマーク語訳、チェコ語訳、ポーランド語訳、クロアチア語訳、スウェーデン語訳、英語訳2種、スペイン語訳2種が出版され²⁾、果ては、イエーリング自身伝えるところによると、さるハンガリーの法学部学生が「権利のための闘争」と題するチャールダッシュを作曲し、「この舞曲はベシュトにおける法学者舞踏会で披露された」³⁾という。舞曲のタイトルとするにはいささか無粋ではあったが、この書物が好評のうちに広く世に迎えられたについては、もともと専門家以外の聴衆も対象とした講演であったということもあるが、なによりも法律学の書として従来の学説に対する異議を、身近で分かりやすい例示をまじえて申し立てていたからであった。

「世界中のすべての権利/法は闘いとられたものである。重要な法命題は

すべて、まずこれに逆らうものから闘い取られねばならなかった」⁴⁾とイエーリングはまず、「法生成に関するサヴィニー＝プフタ説」に異を唱える。「その(サヴィニー＝プフタの)説によれば、法の形成は言語の形成と同様に、知らずしらずのうちに何の痛痒も伴わずに進行するものであり、争奪も闘争も、追求の努力さえも必要とされない。真理が有する穏やかな作用力が、強引な努力なしにゆっくりと、しかし確実に道を切りひらいてゆくのであり、確信が徐々に人々によって共有され、人々の行為に表現されるようになる。新たな法命題は、言語法則と同じように無理なく成立するものだ、と説かれる。」そしてこの「サヴィニー＝プフタ説」が19世紀後半に至るまでドイツの法思想の主流であったということについて、「これは、かつて私自身が大学で教わった法の生成についての見方であり、私は大学を出てからも長い間その影響を脱することができなかった」⁵⁾、と自らの経験を通して証言している。イエーリングはまた、サヴィニー＝プフタ説を文学史上のロマン主義に重ねあわせる。「かれ(プフタ)は、もっぱら自分の時代の潮流に従ったわけだ。それは、ドイツ文学におけるロマン主義の時代であった。ロマン主義という概念を法律学にあてはめ、文学と法律学の両分野における類似の傾向を比べてみる労を惜しまない人は、私が[法律学上の]歴史学派はロマン主義学派と呼んでもよいのだと主張しても、これを不当としないであろう。法が野の草木と同様に、何の苦しみも努力も行為もなしに形成されるというのは、全くロマン主義的な - つまり過去の状態の誤った理想化にもとづく - 見方である。」⁶⁾ イェーリングによれば、「きわめて多くの場合に、法の改正は現存のもろもろの権利や私的利益への思い切った介入によってはじめて実現されるものである。長い年月の間には、無数の個人やあらゆる身分の利益が既存の法と固く結びつくものであって、これらの利益を著しく侵すことなしに既存の法を廃止することは不可能である。ある法命題、ある制度を問題にするということは、それらすべての利益に宣戦布告すること、無数の根をはっているポリープをひきはがすことを意味する。したがって、このような試みはすべて、脅威に曝された諸利益の自然な自己保存本能によるはげしい抵抗を誘発し、闘争を不可避ならしめる。・・・既存の法が利益によって支えられているこれらすべての場合に、新たな法が登場するためには、闘争は勝利

をおさめなければならない。」⁷⁾ここで繰り返し触れられている「利益」(Interesse)こそイエーリングにとって「権利の実際上の核心」⁸⁾をなすものであった。しかし、この「利益」概念を、単に物質主義的にとらえ、権利の問題を利害の問題に還元してしまうことをイエーリングは厳しく禁ずる。なぜなら、「所有権とは物の上に拡張された私の人格の外縁」(die sachlich erweiterte Peripherie meiner Person)⁹⁾にほかならず、権利の侵害とはそのまま人格の侵害となるからである。「自分の権利があからさまに軽視され蹂躪されるならばその権利の目的物が侵されるにとどまらず自己の人格までもが脅かされる」¹⁰⁾、「被害者を駆り立てて訴訟を起こさせるのは、冷静に熟慮された金銭的利害ではなく、加えられた不法についての倫理的不快感である。被害者にとって大切なのは係争物を取り返すことではなく、自己の正当な権利を主張することである。・・・要するに、彼にとって訴訟は、単なる利害の問題 (Interessenfrage) から品格の問題 (Charakterfrage) に、つまり人格を主張するか放棄するかという問題になっているのだ。」¹¹⁾ すなわち、イエーリングは「利益」の概念を倫理的な概念にまで押し広げている。「人格そのものに挑戦する無礼な不法、権利を無視し人格を侮蔑するような仕方での権利侵害に対して抵抗することは、義務である。それは、まず、権利者の自分自身に対する義務である、それは自己を倫理的な存在として保存せよという命令に従うことにほかならないから。」¹²⁾「権利を主張することは倫理的自己保存 (moralische Selbsterhaltung) の義務であり、権利主張を全体として放棄することは倫理的自殺 (moralischer Selbstmord)」¹³⁾であり、そこから、「われわれは、サヴィニーの指摘以来急速に一般の承認を受けることになった法と言語・芸術との類似という見方を、断乎として斥けねばならない」¹⁴⁾、それどころか、法の生成が「言語の形成と同様に、知らずしらずのうちに何の痛痒も伴わずに進行するもの」とか、「法が野の草木と同様に、何の苦しみも努力も行為もなしに形成される」とする「サヴィニー＝プフタ説」は、政治的に危険でさえあるとイエーリングは述べる。「なぜなら、それは、人間が行為すべきところ、それも目的を完全に見定め全力を挙げて行為すべきところで、そんなことをしなくても問題はあのおのずから解決されると説き、かれらのいう法の源泉すなわち民族の法的確信からしだいに現れてくるものを信じて懐手で待

つに限る、と勧めているのだから。」¹⁵⁾

「人間が行為すべきところ、全力を挙げて行為すべきところ」とは、たとえば「きわめて卑劣なしかたで無視された自分の権利を手に入れるためのすべての手段が尽きてしまった後に、すなわち邪悪なお手盛り裁判によって裁判上の権利実現の途が閉ざされ、裁判権がその最高の担い手たる君主にいたるまで不法の味方であることが明らかとなり」¹⁶⁾、法の番人たるべき裁判所が、まるで「患者を毒殺する医師、自分が後見すべき幼児を絞殺する後见人」¹⁷⁾のように、法の殺害者となり果てる場所である。ここでイエーリングは、ミヒヤエル・コールハースの影を「冥府から呼び出す。」¹⁸⁾ 16世紀半ば、ブランデンブルクの学校教師の息子として生まれ、「きわめて誠実」な人間であり、「子供たちも、神への畏敬の気持ちを忘れず、勤勉で誠意を尽くすようにと教え育て」、「このまま過ごしていれば三十歳になるまでは、ごく善良な市民の模範と見なされたかも知れぬ」馬商人のミヒヤエル・コールハースは、「美德とされる一つの点で極端に走って」しまったがために、強盗殺人犯になってしまう¹⁹⁾。クライストがコールハースに着目したのは、おそらく、「きわめて誠実な」人間も「きわめて戦慄すべき」強盗殺人犯へと成り変わりうるその振幅に、人間の底知れぬ暗部を予感したからであろうが、イエーリングがここでコールハースを「冥府から呼び出す」のは、むしろ「実直で親切で、家族を深く愛し子供のように敬虔な心を持った」コールハースを、「アッチラのような男」²⁰⁾へと変貌させた「美德とされる一つの点」が「正義感」(Rechtsgefühl)であったからである。イエーリングの言葉で表現すれば、コールハースの「正義感」は、「倫理的な次元にまで高められた権利感覚(Rechtsgefühl)」であり、「この理念のために彼は自分の家族の幸福も、敬意を払われてきた家名も、土地財産も、身体生命もすべてを犠牲に」²¹⁾し、「倫理的自己保存の義務」を誠実に果たそうとしたのであった。ミヒヤエル・コールハースこそ、「闘争のなかに汝の権利を見いだせ」というイエーリングの理念をもっとも気高いしかたで体現した人物であり、「権利のための闘争」の高貴な殉教者であった。

2

イエーリングの『権利のための闘争』が出版されてから10年後の1882年この年はまた日本に初めてイエーリングの名前が伝えられた年でもあった²²⁾、プレスラウで『権利のための闘争』(Ein Kampf ums Recht.1882)と題する小説が出版される。著者はカール・エーミール・フランツォースであった。この小説を読んだイエーリングは、翌1883年、自分の『権利のための闘争』第7版(1884年)のための序文で、「カール・エーミール・フランツォースは小説『権利のための闘争』のなかで本書のテーマを文学に加工した」²³⁾と述べ、さらに本文中に注を追加し、クライストの『ミヒヤエル・コールハース』と並べて次のように称揚している。

カール・エーミール・フランツォースは、本書から着想を得て『権利のための闘争』(プレスラウ、1882年)という小説を書き、その中でこの主題を - 先人クライストとは全く別の、しかしきわめて感動的な - 新しい見方で扱っている。すなわち、ミヒヤエル・コールハースが自分の権利を卑劣にも無視されたために立ち上がったのに対して、フランツォースの小説の主人公は、自分が長老である村の権利が無視されたために立ち上がる。かれはすべての適法な手段を用い、多大の犠牲を払ってその権利を勝ち取ろうとするが、無駄に終わる。したがって、この<権利のための闘争>は、ミヒヤエル・コールハースの場合よりも高い動機によるものである。それは、自分自身のためには何も求めず、一切をもっぱら他人のために求める理想主義的権利主張なのだから。この小説の著者が自分の設定した課題にどんなに見事に答えてみせているかを十分明らかにすることは、本書の枠を超えるために不可能だが、本文で論じたこの主題に興味を持たれる読者には、右の小説によるその文学的彫琢に注目されるよう心から勧めるものである。これは、クライストの『ミヒヤエル・コールハース』と並んで高く評価されるべき作品、真実と感動を伝える魂の描写であり、深い感動なくし

てこれを読了することはできない。²⁴⁾

ここでイエーリングは、フランツォースの『権利のための闘争』に関して二つのことを述べている。一つは、フランツォースの『権利のための闘争』がイエーリングの『権利のための闘争』から「着想を得た」ということと、さらに、『ミヒヤエル・コールハース』はイエーリングの理念を体現するものであったが、フランツォースの『権利のための闘争』には、イエーリングのそのなかには収まらない理念、すなわち「自分自身のためには何も求めず、一切をもっぱら他人のために求める理想主義的権利主張」が体現されているということである。同じことをフランツォースは次のように語っている。

1872年にイエーリングの小さな本が出版された。私はすぐにそれを読み、そこから大変深い印象を受けたが、しかし、それがすぐに私を文学の仕事に向かわせることはなかった。イエーリングが告げていたことは、自分自身の権利のための闘争は人間の倫理的な義務であり、それはすでにクライストがコールハースの中で超えようもなく表現しているということであった。だが、イエーリングは、権利/法の神聖という私の確信を強め、深めてくれた。この確信に文学作品によって表現を与えたいという考えが、幾度も私の頭の中に戻ってきた。1878年に私はついに、イエーリングの著作のうちには含まれていない根本思想、すなわち、自分の権利のために闘うことばかりが義務なのではなく、正義そのもののために闘うこと、たとえそれが私たち個人に関わりがなくとも不正に対して立ち上がることも義務なのだという根本思想を持った一編の小説の草案を描いた。²⁵⁾

上の二つの引用から、フランツォースの『権利のための闘争』が、「正義そのもののために闘うこと、たとえそれが私たち個人に関わりがなくとも不正に対して立ち上がることも義務なのだという根本思想」を持ち、「主人公は、自分が長老である村の権利が無視されたために立ち上がる。かれはすべての適法な手段を用い、多大の犠牲を払ってその権利を勝ち取るようとするが、

無駄に終わる」という梗概をもった小説であることは知れる。

草案が成った1878年という年は、「半アジア」シリーズの2作目『ドンからドーナウへ』(Vom Don zur Donau.) が出版された年にあたる。同シリーズの3作目『大平原より』(Aus der großen Ebene.) の出版は1888年であるから、『権利のための闘争』は、ちょうど二つのシリーズの中間で出版されたことになる。

小説の書き出しは「半アジア」の読者にはすでに馴染みのガリツィアの風景である。

レンベルク - チェルノヴィッツ線に乗りスタニスラウから南東へ、蘆の生い茂るプルートの河岸とプロヴィナのブナの森をめざすと、左手にはいつも同じ風景が続く。季節ごとに色が変わるだけの果てしない平野である。冬は輝くように白く、夏は黄色い光がたゆたい、そして春と秋にはセピアに変わる。しかし右手は、カーブを曲がるごとに旅行者の眼に新たな風景が飛び込んでくる。カルパチア山脈の森が見る見る大きくなってくるのである。はじめは地平線の青のなかに描き込まれた不確かな黒い線のようなものが、つぎには嵐をはらんで不穩に湧き上がる雲のように見え、やがていくらもたたないうちにそれが山の連なりであると知れる。だがまだ遙かに遠く、かすかに青味をおびたり赤味をおびたりする彼方の霞のなかである。ここで平野のほうに目をそらし、灰色の小屋、痩せた畑、鉛色の荒野を見遣り、再び右を見ると思わず息をのむ。初めは遙か彼方にあった山々が、常緑の縦の衣装をまとった尊大で謹厳な巨人となって間近に迫っているのである。森のなかでは、針のような葉をつけた枝の間を渡る風が音をたて、うっとりするような樹脂の香を旅人に運ぶ。氷のように冷たく、ダイヤモンドのように透明な山の水が岩肌をつたって谷間になだれ落ちると、線路の盛り土に沿って掘られた人造の河床へ泡を立てて流れ込む。肌寒く深い峡谷の上空で、青金色に光る細い大気の帯のなかを、血に飢えた褐色のカルパチアの大鷹がゆっくりと輪を描いている。²⁶⁾

レンベルク - チェルノヴィッツ間に鉄道が開通したのは1866年であったが、物語の中心は1835年から1840年の間の出来事である。読者は語り手によって西から東へ、そして30年前へと運ばれる。舞台となるのはガリツィア東部、ルテニア(ウクライナ)人が住民の大半を占めるポドリアとその南のカルパチアの山中である。主人公はタラス・バルボラという名のルテニア人である。ルテニア人は、ガリツィアに住む諸民族のなかでも、ポーランド人に抑圧された民族として、ユダヤ人と並んでフランツォースが特別な愛情を注いだ民族であった。²⁷⁾『ドンからドーナウへ』に収められた「小ロシア人たちの文学」²⁸⁾と題する100頁余りのエッセイでフランツォースは、ウクライナ人の歴史と文学をかなり詳細に論じているが、このエッセイは、当時ロシアとオーストリアに分断され、ロシアでは小ロシア人といわれオーストリアではルテニア人と呼ばれていたウクライナ人を民族として一つのアイデンティティのもとで扱い、その草創期から同時代に至る文学をドイツ語圏に紹介したものである。ものとしてはかなり早い時期のものに属するだろう。「タラス」という名はゴーゴリ(ロシア語で書いたがウクライナ人であった)の『タラス・ブーリバ』やウクライナの国民的詩人・画家であり、近代ウクライナ文語の確立者でもあったタラス・シェフチェンコを想起させる。ゴーゴリモシェフチェンコモフランツォースには親しい名前であったが、「タラス」という名前自体はウクライナでは珍しい名前ではなかった。

主人公タラス・バルボラは、イエーリングの要約にあったとおり、理想主義を体現し、理想主義に殉じてゆくのであるが、フランツォースは、タラス・バルボラの理想主義をその出生と幼児期の体験によって動機づける。

タラスはポドリア平原のバルノフ²⁹⁾近郊リドヴァという村に生まれる。しかし母の婚約者、すなわちタラスの父となるべき男は、村での日雇い暮らしよりは華やかな軍服の暮らしを選び、結局村に戻らず、婚約者を見捨ててしまう。タラスは、失踪した軽薄な父親の子として幼少の頃から村人から冷たい仕打ちを受けて育つ。そんなタラスに母はこう言い聞かせる。「悪くするとんじゃないよ。・・・お前は、お父さんと私が世間に対して犯した罪の償いをさせられているだけなんだから。世間はお前が私たちになると思ってお前を憎んでいるのです。いいかい、お前はまだ子供です。まだ良いこと

も悪いこともしていない。みんなはお前のことを、私たちの息子であるという以外には何も知らない。だからお前のことをいじめるのです。だけどこれからは、お前自身がどんな人間であることを示したら、みんなはそれによってお前のことを扱うようになります。良くも悪くも、お前次第です。だから誓ってちょうだい、誰にも悪いことはしない、親切で正しくありなさい。そうすれば、みんなはお前に親切になり、お前を愛するようになります。」³⁰⁾長ずるにつれ、タラスは母の言葉が正しかったことを確信してゆく。タラスの正しい振舞いは世間のタラスに対する評価を一変し、人望も高まり、「正しさ」はタラスの唯一の生きる原理となる。母の教えはタラスの人格と宿命と、そしてこの物語を決定したのである。

タラスが結婚して移り住んだ、カルパチア山麓のフツレ³¹⁾の村、ズラフツェが物語りの舞台となる。ルテニアの他の村々と同様、このズラフツェ村もポーランド人貴族の所領であった。村人を管理していたのは領主ボレツキイの代官ハイェクで、この代官と村人との間で、共同耕地の境界をめぐる紛争が起き、村の一人の若者が代官に撃ち殺されるという事件が持ちあがる。そのときタラスは、この村に移ってから10年目ではあったが村人からの信望は大変厚く、すでに村の長(Richter)に選ばれていた。武装してタラスのもとに結集した村人たちをタラスは説得する。タラスにとっては、「すべての適法な手段を用い」て解決することが「正しい」ことであった。タラスはレンベルクの総督府へ訴えるが聞き入れられず、ウィーンにまで上り、ときの皇帝フェルディナント一世と摂政のルートヴィヒ大公に直訴するがそれも不調に終わり、「適法な手段」はすべては尽きる。最後に残された手段はフェーデ=血の復讐であった。タラスは村人を集め、「正義の神の名においてオーストリア皇帝フェルディナントに対して宣戦を布告」し、妻子と村を捨て、「平和喪失者」(Friedloser)となって一人カルパチアの山中に入ってゆく。

当時カルパチアの山中は、犯罪などの理由で共同体にいらなくなった者たちが逃げ込む場所で、彼らはハイダマク³²⁾と呼ばれた。ハイダマクは、民俗的・伝説的には義賊のニュアンスを含んだ山賊と受け取られていた存在であるが、フランツォースはここで、西側の言語では一言で言い表すことのできない小ロシア語(ウクライナ語)の「ハイダマク」についてより立ち入っ

た紹介を試みている。フランツォースはハイダマクに投じる人間を三つに分類する³³⁾。第一のグループは犯罪を犯し当局の手ばかりでなく、同胞からも逃れてきた犯罪者である。このタイプは相互に不信を抱いているので徒党を組むことはない。一人か二人で山中の旅人を襲い、馬が手に入れば平地に足を延ばすこともある。第二のグループは当局にとっては犯罪者であるが、同胞からは殉教者と見られている男たちである。例えば税の取り立てに激しく抵抗し、役人を傷つけてしまった人間などがこのグループにはいる。反抗心からというよりは、自分の最後の所有物が召し上げられるのを目の当たりにした絶望感からこうしたことは起こりがちで、本来彼らは善良で穏健な人間であることが多い。同じグループには徴兵忌避者たちも入る。自由を愛する人間にとっては、血税を徴収する国家の法律はつねに理不尽なのだ。第三のグループは「ポーランド人領主とルテニア人農民の悲しい関係の犠牲者たち」である。「ポーランド人は、絶望と激昂と、ときには酩酊の極まる瞬間まで権力にものをいわせ、そのときルテニア人は手斧に手を伸ばすのである。」³⁴⁾

タラスはこうしたハイダマクが棲むカルパチアの山中に入ってゆき、強奪ではなく「復讐」という趣旨を理解できる者たち数十名を山中で選りすぐり配下とする。このときからタラスの行動の基準は、ミヒヤエル・コールハースとイエーリングの『権利のための闘争』を超え、「自分自身のためには何も求めず、一切をもっぱら他人のために求める理想主義的権利主張」、「たとえそれが私たち個人に関わりがなくとも不正に対して立ち上がることも義務なのだ」という根本思想へと純化されてゆく。タラスが復讐者として皇帝に宣戦布告したという噂はガリツィア中に広まり、各地の虐げられた人々から哀訴が寄せられ、タラスは、総督が派遣する軍を躲しながら不正が行われている村に駆けつけ、「家を包囲し、被疑者を捕捉し、訊問し、もし彼が否認した場合には証人と対決させ、判決を下し、即座に実行した。」³⁵⁾こうして、コソヴィンツェ村では、金の亡者と化した悪徳司祭が死刑を宣告され³⁶⁾、ザドゥプロフツェ村では、不当な賦役を課していた代官が髪を剃られ³⁷⁾、ホロデンコの近郊では二人の領主が銃殺された³⁸⁾。ガリツィア中のポーランド人領主たちはタラスに戦慄した。そのような領主貴族の心理につけ込み、ハンコフツェ村では逆にルテニア人農民たちがタラスの威を借りて領主を脅迫し

金品を強奪する行為を繰り返し、堪えかねた領主のほうでタラスに救いを求める。「あんたがポーランド人や領主の面倒まで見るとは思わなかったよ」³⁹⁾という農民の扇動者をタラスはその場で銃殺刑に処する。タラスの正義の前には民族も身分もなかった。そればかりでなく、「殺し屋ではなく復讐者」⁴⁰⁾なのだから決して他人の金品には手をつけるなというタラスの掟をやぶり、処刑された司祭の金を盗んだ配下の若者をタラスは即座に射殺する⁴¹⁾。身内にも情け容赦のないタラスの姿は、我が子を手にかけるゴーゴリのタラス・ブーリバヤシェフチェンコの長詩『ハイダマキ』に登場するイヴァン・ゴント⁴²⁾を彷彿させる。コロメアの郡長が分析するとおり、「タラスは明らかに、この世のあらゆる不正を根絶するのが自分の仕事であるという観念の強迫下で行動している。」⁴³⁾

ついに郡がタラスの要求を容れ、そもそもの発端となった村の共同耕地を返し、村の権利を回復すると申し出てきたときにもタラスは、もはや自分たちの畑だけが問題なのではなく、「私が手を引けば不正が栄えることは必定」であり、「この国は審判者と復讐者なしではすまない」のだから、権利の回復を求める抑圧された人々がいるかぎり自分は「審判者と復讐者」であり続ける、それが「神の意志」であると応え、ウィーンからの示談の申し出を拒否する⁴⁴⁾。

物語の結末でタラスは、画策された虚偽の証言をそのまま信じてボソフカ村の領主ズコフスキを処刑してしまう。誤審を悟ったタラスは、「いまや私自身を絞首台に登らせる材料は十分にそろった」⁴⁵⁾、「正義への愛は私からこの世のすべての幸せを奪い、私を殺人者にし、最後には私を絞首台に導くであろうが、しかしだからといって私はもちろん自分自身に対して不正であることは許されない。・・・私は彼(ズコフスキ)の正しい裁き手ではなく、彼の卑劣な殺害者となってしまったのだ」⁴⁶⁾と述べて我が身を裁判所へ引き渡し、銃殺刑に処せられる。

3

1867年、フランツォースはチェルノヴィツのギムナジウムを卒業してウィーン大学に入学し法律学を専攻する。だがフランツォースは、「自らの意

志でこのパンのための学問を選んだわけではなかったので心の底から自分を不幸だと感じていた」⁴⁷⁾というのであるから、法律学には大した興味を見いだせず、ブルシェンシャフトの活動に力を注ぐ。1868年のベルリンでの大会に参加し、北ドイツ連邦によるドイツ帝国建国を支持する演説を行ったため、ウィーンに戻ってからは、警官から悪質な嫌がらせを受けるようになる。⁴⁸⁾おそらくそのためであろう、この年フランツォースはグラーツに移る。イエーリングがローマ法教授としてギーセンからウィーンに移ってきたのもこの年であった。⁴⁹⁾フランツォースがイエーリングの警咳に接するのはその翌年である。

1869年、私は当時大学に通っていたグラーツから、数週間の予定でウィーンを訪れた。そのとき、この美しく、永遠に澄み渡った大都會での楽しみの一つに、パンデクテンの講義に毎日通うことが加わるだろうなどと誰かが予言したら、私は大笑いしたことであろう。実際、イエーリングが講義を行う教室に私が出かけていったのは、ハイキングに行くために数人の友達をつかまえようという素敵な魂胆だけからであって、彼が教室に入ってくる前に抜け出すつもりであった。彼が入ってきたとき、たまたま私は最前列の机の脇にいて、ばつが悪くて逃げ出すわけにもゆかず、講義を聴き、それ以来毎日通うようになってしまった。どうしてそうなったのが当時ははっきりとわからなかった。魅力的な話し方や気が利いていて、面白い言葉遣いのせいだろうと思っていた。だがそれならば他の教師たちにも見出すことができたのだが、彼らはそれほど私に法学への関心を起こさせはしなかった。だがイエーリングの講義は私に大いに法学に対する関心を吹き込んだのであった。帰宅すると私は、自分の義務以上のことをするようになり、法学の著作、とりわけイエーリングの著作を読むようにさえた。愛は愛をよぶという昔からの言い習しが私において実現した。法と秩序の女神、崇高なテミスは、もはや以前のように厳めしく、冷たい顔はしていなかった。彼女の目の光は次第に明るく、暖かくなってゆき、口元に笑みを浮かべることすらあった。それからしばらくして女神は

私に語りかけるようにさえた。「ご覧、私が差し出しているものは、生命のない紋切り型のがらくたではなく、湧き出る生命であり、うんざりするような些末事の混乱した寄せ集めではなく、一つの不可分の全体であり、私の姉妹のほとんど誰もがおまえに差し出すことができないほど仔細に観察され、細部に至るまで考え抜かれているのだから。」要するに私は法学が学問であることを理解し、私をその女神のところに導いた運命と和解したのであった。その女神は生涯にわたって私の女主人となるだろうと当時私は考えていた。これが私だけのことであったならば、私はそれをここで話したりはしない。だがイエーリングは、何万、何十万という哀れな「嫌々ながらの法学部生」(Mußjuristen)に私と同じ恵みを施したのだ。私はこれまでの人生で、私と同じ運命を体験した人々に何度も出会ったことがある。彼らは口を揃えてこう言った；「もし『ローマ法の精神』に出会わなかったら私は一体どうなっていたことか！」⁵⁰⁾

このときフランツォースは、19世紀ドイツの法思想史上の転換に立ち会っていたのである。

1792年から1807年にかけてナポレオンはライン左岸からエルベ左岸までを占領し、その地にフランス革命の所産である自由と平等の理念に基づくフランスの民法典(1807年に「ナポレオン法典」と改称)を施行してゆく。1813年10月のライプツィヒの会戦でナポレオンが敗退しドイツから撤退すると、ハノーファー王国の宮廷顧問官で政論家としても知られたレーベルクが、『ナポレオン法典とそのドイツへの導入をめぐる』(Über den Code Napoléon und dessen Einführung in Deutschland. 1814)を発表し、ドイツに残された「ナポレオン法典」と将来のドイツの法的関係をめぐって「法典論争」が開始される。レーベルクの主張は、ドイツの法制に残ったナポレオン色の一掃と旧制度復活であった。旧に復するとは、ドイツ諸邦がそれぞれのラント法によって再び法的に分裂することを意味した。それに対してハイデルベルク大学教授ティボーが、対ナポレオン戦争で昂揚したドイツの民族意識を背景に、『ドイツにおける一般民法典の必要性について』(Über die

Nothwendigkeit eines allgemeinen bürgerlichen Rechts in Deutschland. 1814) で統一的なドイツ民法の制定を提案する。「私たちの民法は即刻、完全に変更される必要がある。すべてのドイツ諸邦の政府が、各自の法定立 (Willkühr) を放棄し、力を一つにして全ドイツに向けて公布する法典の作成に努めるのであれば、ドイツ人は市民的諸関係において幸せにはなれない」⁵¹⁾とティボーは主張する。ドイツの伝統的な小邦分立状態が外敵 (ナポレオン) の侵入を許したという苦い思いと、民族意識の高揚のなかで実現した前年の解放の生々しい記憶のなかでティボーはこれを執筆している。「そのような全ドイツに対する単一の法典は天からの最もすばらしい贈り物と呼ぶにふさわしいということに疑問を差し挟むことはできない。ただ統一というだけですでに計り知れないほど貴重なものとなる。たとえ政治的分裂が避けがたくなっても、それでもドイツ人は同じ同胞の感覚が自分たちを永遠に結びつけているのであり、もはや決して外国の勢力がドイツの一部を他の部分に向けて悪用することはないということ強く念願しているのだ。同じ法が同じ風習や慣習を生み出す。そしてこの同じであるということが祖国愛や民族的忠誠心に対してつねに魔術的に働きかけてきたのだ。」⁵²⁾ ティボーは、統一的民法典の編纂は2～4年で完成できる断言する。「私たちはプロイセン法典、オーストリア法典、フランス法典、そして最近ザクセン、バイエルンで完成されたもののうちに、きわめて示唆に富んだ手本を持っているのであるから、多くの事柄がすでに成し遂げられたも同然と考えてさしつかえない」⁵³⁾というのがその根拠であった。きわめて実践的かつ即効的な提案であったが、しかしまさにその即時性と人為性に対して、ベルリン大学のサヴィニーが『立法と法学に対する我々の時代の使命について』(Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft.1814) によって異を唱えた。法は民族と「有機的な連関」を保ち、「民族と共に成長し、民族と共に形作られてゆく」のであり、「この点において法は言語と比較しうる」のであり、「法の本来の在処は共通の民族の意識」⁵⁴⁾であるから、「ラント法は・・・古い民族の根 (alte nationale Wurzeln) への還元を通じて理解されなくてはならない」⁵⁵⁾という。そして「民族の時代はどれもすべての過去の時代の継続であり発展」⁵⁶⁾であるという認識を基礎として、「現在を過去に結びつけている生き生きし

た関連を認識するというを最も重視する」⁵⁷⁾歴史法学の立場が宣言される。イエーリングはそれをロマン主義と呼んだのであったが、サヴィニーは妻のクニグンデ(グンダ Gunda の愛称で知られる Kunigunde Brentano)を通じてクレメンス・ブレターノ、アルニム、ベッティーナとは義兄弟であり、文学上の後期ロマン派の人々と縁が深かっただけでなく、法を言語と並べて、その起源をとともに民族のなかに求めようとするサヴィニーの歴史法学は、彼がマールブルク大学で私講師をしていたころの教え子であり、後に友と呼ぶことになるヤーコブ・グリムとの交渉のなかで形成されていったものであった⁵⁸⁾。ヤーコブ・グリム自身も後に、法と言語の共通の根を民族に求め、『ドイツ法律古事誌』(Deutsche Rechtsalterthümer. 1828)を著すことになる。

ティボーもサヴィニーもドイツ人が統一的な法典のもとで生きることを願っていたという意味で、目指すところは同じであった(「目的において私たちは一つである」⁵⁹⁾)。しかしティボーは人間は法を作り得ると考えたのに対してサヴィニーは人間は法を作り得ないと考えていた。ティボーは民族を作るのは法であると考えたが、サヴィニーは法を作るのは民族であると考えていた。この論争ののち19世紀後半までドイツの法思想の主流となったのは、サヴィニーの歴史法学であった(「これは、かつて私自身が大学で教わった法の生成についての見方であり、私は大学を出てからも長い間その影響を脱することができなかった」というイエーリングの言葉は先に引いた)。歴史法学は、即効的な人為性を排除するという点において、旧態を保持しようとしたウィーン体制を支えるイデオロギーとして機能する反面、「民族精神」(Volksgeist)⁶⁰⁾を根拠とする点において、ウィーン体制を内部から揺るがそうとしていたナショナリズムにとってもそれは都合のよいものであった。

フランツォースがイエーリングに見出したのは、このナショナリズムの克服であった。フランツォースは、イエーリングを追悼する文において、前期イエーリングの著『ローマ法の精神』(Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung. 1852-65)の冒頭を引用してイエーリングと出会った往時を偲んでいる。

ローマは三度世界に法を公布し、三度諸民族を統一した。最初はロー

マ民族がまだ活力に満ちあふれているときであり、そのときローマは国家を統一した。二度目は、ローマ民族がすでに滅びたあとで、教会を統一した。三度目は、中世におけるローマ法の継受の結果、法を統一した。一度目は武器の力による外的強制力を用い、あとの二回は精神の力によって。ローマの世界史的意義と使命を一言で言い表せば、普遍性の思想による民族性の原理の克服である。諸民族は、ローマが彼らを束ねていた外的・精神的な拘束の圧力下で苦しい溜息をつき、その轡を絶つことに成功するまで、辛い戦いを引き受けねばならなかった。歴史と諸民族自身とがそこから引き出した利益は、彼らが堪えねばならなかった不幸を埋め合わせた。ローマが勝利をおさめた最初の戦いがもたらしたものは、古代世界の統一の創出であった。二度目の世界支配がもたらしたものは、新たな諸民族の宗教的・道徳的教育であった。しかし三度目に、新たな諸民族がローマから法を持ってきたとき、彼らにそれを引き渡したのは古いローマであった。生粋のローマの生命と本質の一部とが再び生命を得て、ローマ民族が芸術と学問において後世に残した他の何にもまして価値あるもの、独自のものとなり、ローマ精神の最高の精華、もっとも豊かな果実となったのである。なんと不思議な現象であろうか。死んだ法が新たに甦り、外国語の法となって生きながら至るところで抵抗とぶつかり、それにもかかわらず侵攻し勝利をおさめたのである。自分の力を十全に発揮するためにローマ法は一度死ななくてはならなかったのだ。どれほどの規模でローマ法はそれを成し遂げたことか。現代世界に対するローマ法の意義は、それが一時的に法源として通用してきたということにあるのではなく、それが総体的・内的な変革をもたらし、私たちの法的思考を完全に作り変えてしまったことにあるのだ。ローマ法はキリスト教と同様に現代世界の文化的一要素となったのである。したがってローマの世界支配の第三段階は、先行する二つの段階との比較をぜんぜん恐れる必要はない。先行する二つの段階が私たちに見みせてくれる劇は、目と想像力にとってより劇的で魅力的であり、一般的な理解力にとっては分かりやすいかも知れない。だが、思考する精神はローマ

法において演じられる、ある意味でほとんど信じられないような歴史の一幕によって、それに劣らず魅了されるのを感じ、それをつねにもっとも奇跡的な歴史現象、自分自身に向けられた精神力のきわめて希有な勝利に数え入れることだろう。⁶¹⁾

冒頭の僅か数行でローマの全史と後世への意義が言い尽くされている。この一節を23年前に初めて読んだときの感動をフランツォースは、「これまで喉を渴かして条文の砂漠を彷徨ってきた者にとって、このような言葉が泉と見えないわけがあるだろうか。私はこの泉から自分の天職に対する激励のみならず熱狂さえ汲みとることができた。このような精神に満ちあふれ、このような言葉で書かれた書物を法学者だけのものにしておいてよいのだろうか」⁶²⁾と記している。たしかに若い頃作家を夢見たこともあるイエーリングの文体は簡潔で力強く、格調があり修辞も巧みで若いフランツォースを虜にしたであろうことは容易に察しがつく。フランツォースはこの追悼文を、「ドイツの学問だけでなく、ドイツ文学もけっしてイエーリングを忘れないであろう。彼は偉大な法学者であったばかりではなく、偉大な作家であった」⁶³⁾という言葉で結び、文章家としてのイエーリングを讃えている。しかし生涯にわたって法学に仕えようとフランツォースに決意させたのは、「ローマの世界史的意義と使命を一言で言い表せば、普遍性の思想による民族性の原理の克服である」というイエーリングのローマ法に関する思想であった。

上の一節で「第三段階」として述べられていることは、ローマ法は中世ヨーロッパ、特にドイツ=神聖ローマ帝国に継受されることによって「新たに甦り」、それが本来持っていた普遍性を開花させ完成されたということである。だが、「今日に至るまで実定法の本質と本性について、あの事実(ローマ法継受)の正しい歴史的理解を全く不可能にしている一つの学説が支配している。私はとりわけサヴィニーによって宣言され軌道に乗せられ、そして彼によって創始された歴史学派の礎石となった、法の民族的性格についての学説をいっているのだ」⁶⁴⁾とイエーリングは述べる。すなわち、歴史法学は、そのテーゼ - 「法の素材は民族の過去の総体によって与えられている。すなわち、恣意によって、あれやこれやが偶然に法の素材となるのではなく、民

族自身とその歴史のもっとも深い本質から法の素材は与えられているのである」⁶⁵⁾ によってローマ法継受の事実を排撃しているとイエーリングは述べ、「ローマ法は、『近代の諸民族の過去の総体、その歴史のもっとも深い本質』とどんな関わりがあるというのだろうか」⁶⁶⁾と歴史法学に対して疑問を投げかける。

イエーリング自身は民族を、「互いに孤立した並存状態」(isolirtes Nebeneinanderbestehen)にあるのではなく、社会の中の個人、あるいは一個の有機体になぞらえ、「相互の接触と影響のシステム」(ein System der gegenseitigen Berührung und Einwirkung)、「交換作業」(Austauschgeschäft)のなかにあるものと見ている。⁶⁷⁾ 生命は、外部からの摂取と、内部での血肉化という「二つの根元的機能」によって成り立っている。「有機体に対して、外部からの摂取を禁止し、『内部から』発展せよと宣告することはそれを殺すことに等しい。内部からの発展はようやく死体となってから始まることなのである。個体はこの原則から逃れることはできない。」⁶⁸⁾ この「二つの根元的機能」は、「民族」というレベルにおいても起こる。「物質的・精神的産物の交換は、そのなかにおいて歴史が、諸民族の地理的・自然的・精神的装備の不均衡を再び解消し、そのなかにおいて自然の制限が克服され、より高次の正義が世界史において実現される形式」⁶⁹⁾であり、「ある民族の繁栄は個人の繁栄同様、外部からの不断の摂取なのだ。民族の言語、芸術、風習、すべての文化、要するにその個性 (Individualität) あるいは民族性 (Nationalität) は個人の身体的・精神的組織同様、外部からの無数の影響と借用の産物なのだ。」⁷⁰⁾ そして歴史法学は、この「交換」、相互の「影響と借用」を無視しているとイエーリングは次のように批判する。「言語、風習、宗教、言葉、理念、偏見、信仰、迷信、勤労、芸術、学問、これらはみんな諸民族間(international) の伝播と影響の法則に従っているのだ。そして法は？ これだけがこの一般的な文化法則 (das allgemeine Culturgesetz) から逸脱するともいうのだろうか。というのも私たちがいま批判している学説によればそうなるからだ。私たちはローマ法の地位を確保するためにそれと戦わねばならないのだ。すなわち、法は純粋に『民族性の内部』から発展するという歴史学派の学説と。」⁷¹⁾ そして近代世界における「ローマ法の地位」をこ

う確定する。「個々の法の糸はここではもはや互いに触れあうことなく互いに隣あったまま伸びるのではなく、それらは交差しあい、撚り合わさり一つの織物となるのだ。そしてローマ法とカノン法はこの織物のための根元的で共通の緯糸 (der ursprüngliche gemeinsame Einschlag) となるのだ。」⁷²⁾すなわちこれがローマの三度目の統一の意味であり、ここにおいて「ローマの世界史的意義と使命」すなわち、「普遍性の思想による民族性の原理の克服」が実現しているとイエーリングは見るのである。

イエーリングによるサヴィニーの克服は、政治的には、ビスマルクによるウィーン体制の克服に呼応するものであった。イエーリングの「交換」は一步進めれば、植民地主義的侵略の肯定となり得た。「もしある民族が、自然によって与えられた大地を十分に利用する能力がないということを示すとき、その民族は他の民族に席を譲らなくてはならない。大地はそれを耕す術を知っている者に所属する。アメリカのアングロ・サクソン人が土着のインディアンに対して働いた、一見したところの不正も世界史の観点からは正しいのである。またヨーロッパ人たちが、太平天国 (das himmlische Reich) と日本の河川や港湾を強引に開き、これらの国々に通商を強いるとき、彼らヨーロッパ人たちはそれに劣らず正しいのである。」⁷³⁾ サヴィニーの法学がウィーン体制を支えたように、イエーリングの法学は次代のビスマルク体制を、すなわち帝国主義的植民地支配を支えたのであった。⁷⁴⁾

もっともフランツォースにそこまで見えていたわけではなかった。「法は純粋に『民族性の内部』から発展するという歴史学派の学説」が、「ローマ法の精神」、すなわち「普遍性の思想」によって克服されるのを目の当たりにし、「教養」を通じて民族と宗教を超えた普遍性に到達すべしという啓蒙主義のなかで育てられてきたフランツォース⁷⁵⁾が、法学においても普遍性を語りうる可能性をイエーリングにおいて初めて見出し、「大いに法学に対する関心を」かき立てられ、生涯にわたってそれに仕えようと決意したのである。フランツォースの精神的発展の経路からは、イエーリングへの傾倒はごく自然なものとして納得できる。

1872年3月イエーリングはウィーン法律家協会における講演 ("Der Kampf um das Recht") を置き土産にゲッティンゲンへ去る。四年間のウィーン滞在

であった。⁷⁶⁾この講演はその秋、『権利のための闘争』として刊行される。一方フランツォースは同じ年、あれほど心酔し、生涯を捧げる決意した法学を断念し大学を去り、作家活動に入ってゆく。

私は法学を専攻していたし、ずっと続けたいと思っていた。外的、内的なさまざまな理由から私は職業を変えざるを得なかった。外的な理由とは、学生時代にドイツ的信条によって警察、裁判所との軋轢に陥り、オーストリア帝国の公務員を望むことは難しいであろうという確信であった。内的な理由とは、私の文学的な仕事への傾斜、それと法(das Recht)への敬意であった。司法の不十分ということについての私の確信、すなわち、最も良心的な裁判官でさえ誤り得るという考えが、文学に向かおうという私の決心に本質的に貢献した。私の最も初期の計画(1870年)のひとつに、ひとりの裁判官のそうした良心の葛藤を描写することになる小説が含まれている。⁷⁷⁾

この「もっとも初期の計画」が『権利のための闘争』となるのだが、その過程でフランツォースは同じモチーフと、よく似た設定を持った『ピアラの村長』(Der Richter von Biala.)⁷⁸⁾という短編を1875年に執筆している。この作品で、ルテニア人の村ピアラの長イヴォン・メゲガは、村人にとって宿敵であったポーランド人領主を、「神と法の意志」に照らして無罪として放免するが、自らのその判定に生涯悩むことになる。イヴォン・メゲガは、『権利のための闘争』の主人公タラス・バルボラに比べればはるかに人間的に描かれている。『ピアラの村長』ののちフランツォースはイヴォン・メゲガをさらに純化し、法と正義の理念そのものの化身としてタラスを造形したのである。「ほとんどファナティックといってよい正義への愛」⁷⁹⁾という感想は、イェリングのみならず誰もがタラスに対して抱く感想であろう。作者フランツォースも作品中で、とくにタラスの身近の人々にタラスに対する批判と危惧とを語らせることによってタラスとの距離を保ち、読者の良識を保護しつつ物語を展開している。タラスのよき理解者であったズラフツェ村の神父レオは、ごく早い時期から、「ときどき、この(タラスの)子供のように純粋な

心が暗い力にとらえられどうにもならなくなっているという予感⁸⁰⁾を抱いていたし、もっとも忠実な部下の一人は、「あなたと同じようにみなが神聖な正義を心のなかに持っているとおあなたは考えている」が実際はそうではない、「あなたのことを理解せよと要求するならば、あなたもみなのことを理解すべきだ⁸¹⁾」とタラスの独善に忠告を発している。フツールにとってはその厳正さにおいて神のように尊敬されているヒラリオン・ロゼンコはタラスに向かって、「きみはとても善良で無邪気で、きみの手は夥しい血を浴びてきたにもかかわらず、いまだまるで子供のものであり、恐ろしい体験をしてきたにもかかわらず、きみはいまだこの世の客人だ⁸²⁾」と評している。神父レオは何度もタラスに戦いをやめさせようとして、「人間の為すことは断片に過ぎない。完全な正義は神においてしか見いだせないのだ。だからきみがまだ戦いを続けるとしたら、それは皇帝に対してでも不正に対してでもなく、どうもしようのない人間の本性に対して遂行されることになるのだ⁸³⁾、あるいは、「きみがつねに正しい判決を下してきたと誰がいえるだろう⁸⁴⁾」と説得を試みている。もはやタラスと行動を共にできないという部下からも、「不正を蒙った人間がみなあなたの真似をし始めたら、人間は、この国はどうなるでしょう⁸⁵⁾」とタラスは詰問される。

こうした周辺からの説得や批判にたいして、正義の神は自分と共にあり、「一人一人の人間の命より正義のほうが上だ⁸⁶⁾」と応じないタラスの心情は狂信的テロリスト以外には類似のものを見出すことはできない。そしてこれが、「イエーリングの著作のうちには含まれていない根本思想、すなわち、自分の権利^{レヒト}のために闘うことばかりが義務なのではなく、正義そのもの^{レヒト}のために闘うこと、たとえそれが私たち個人に関わりがなくとも不正に対して立ち上がることも義務なのだという根本思想」の行き着いた果てであった。処刑の直前に、「私の行いは不法であった。他の人々が私の真似をしたら地上の秩序はどうなるかを忘れてしまったからばかりではなく、私が間違ふことはあり得ない、私の裁きはどれも正しに違いないという不遜な妄想ゆえにである。なぜ弱く罪深い人間である私がそのようなことを自分に要求したのか。神が私を、神の僕であり、正直で正しいこのタラスを間違いから守ってくれるに違いないと信じたからであった。私にそのような妄想を抱かせたのは、

私の高慢、私の罪深い高慢であったのだ」⁸⁷⁾とタラスに語らせることによって読者に向けてはカタルシスが用意され、イエーリングも「深い感動なくしてこれを読了することはできない」と述べたのであった。だがフランツォースが語ろうとしたのは、人間は過ち得るということでも、正義の相対性でもなく、普遍性の理念がこのような形でしか、すなわち殉教によってしか、救い得ないということであった。すでに見たようにフランツォースがイエーリングの『権利のための闘争』から受けたのは普遍性によって支えられた「権利/法の神聖」という確信であった。「この確信に文学作品によって表現を与えたい」というのが、フランツォースの『権利のための闘争』の動機であった。タラスは自らの理念に自らを処刑させる(「私はもちろん自分自身に対して不正であることは許されない」)ことによって自分の、そしてフランツォースの理念、すなわち民族も身分も超えた啓蒙主義的「権利/法の神聖」は生き延びさせたのである。

注

- 1) 村上淳一『「権利のための闘争」を読む』(岩波書店)1983年3頁。
- 2) Jhering, Rudolf von: Der Kampf um's Recht, Wien (Manz'sche k.k. Hof-Verlags- und Univ.-Buchhandlung)1886(Achte Auflage), S.V-VII. 日本における翻訳については註22)、24)を参照。
- 3) Franzos, Karl Emil: Rudolf von Jhering. In: Ders.(hrsg.): Deutsche Dichtung. Bd.13. Berlin(Verlag von F.Fontans & Co.) 1893, S.79
- 4) Jhering: Der Kampf um's Recht, S.1. 引用は次の邦訳によるが一部変更した。ルードルフ・フォン・イエーリング(村上淳一訳)『権利のための闘争』(岩波文庫)1982年29頁。
- 5) Ebd., S.5f. 同34頁。
- 6) Ebd., S.10f. 同39頁以下。[]は翻訳者村上による註。
- 7) Ebd., S.7. 同35頁以下。
- 8) Ebd., S.39. 同71頁。
- 9) Ebd., S.40. 同72頁。
- 10) Ebd., S.VIIIf. 同13頁。
- 11) Ebd., S.19. 同48頁。

- 12) Ebd., S.19f. 同49頁。
 13) Ebd., S.20. 同50頁。
 14) Ebd., S.9f., 同38頁。
 15) Ebd., S.10. 同38頁以下。
 16) Ebd., S.61. 同97頁。
 17) Ebd., S.64. 同100頁。
 18) Ebd. 同101頁。
 19) Kleist, Heinrich von: Michael Kohlhaas. Heinrich von Kleist Sämtliche Werke und Briefe. München(Carl Hanser)1977, Bd.2, S.9, 引用は次の邦訳によるが一部変更した。ハインリヒ・フォン・クライスト(佐藤恵三訳)『ミヒャエル・コールハース』クライスト全集(沖積社)1998年第1巻253頁。
 20) Jhering: Der Kampf um's Recht, S.63. 『権利のための闘争』(岩波文庫)99頁。
 21) Ebd., S.62. 同98頁。
 22) イェーリングの名前と『権利のための闘争』が日本に伝えられた1882年(明治15年)という年は、伊藤博文、井上馨が参議大隈重信を罷免し、薩長藩閥政府による「帝国」の基礎を固め、自由民権運動の弾圧に乗り出した、いわゆる「明治十四年の政変」の翌年にあたり、政府のそうした動きに抗するかたちで在野で自由民権運動がもっとも盛り上がった年であった。この年、二人の人物によってイェーリングは日本に伝えられる。一人は『学士^{イェーリング} 令氏権利争闘論』と題してその翻訳を試みた西周であるが、これは未完に終わり世に出ることもなかった(西周全集第2巻宗高書房1961年329-393頁)。もう一人は初代東京大学総理加藤弘之であった。加藤は、こともあろうにと前置きしてよいであろうが、自らの転向の書であり、反自由民権宣言ともいうべき『人權新説』において、進化論に依拠して自由民権運動の思想的根拠であった天賦人權説を論駁するさいにイェーリングの『権利のための闘争』を援用している。加藤によれば、進化主義が唱える優勝劣敗は、「永世不易ノ自然規律ニシテ、即万物法中ノ一個ノ大定規」であり、「動植物世界ニ存スルノミナラス、吾人々類ニモ亦必然生スルモノ」であるから、「彼吾人々類カ人々個々生レナカラニシテ、自由自治平等均一ノ権利ヲ固有セリトナセル天賦人權主義ノ如キハ、実ニ此実理ト矛盾スルモノタルコトハ既ニ甚々明瞭ナルニ非スヤ。実理ト矛盾スルモノハ即妄想ト称セサルヲ得ス」(加藤弘之の『人權新説』明治文化全集第5巻「自由民権篇」日本評論社1927年362頁)と断ずる。すなわち加藤は優勝劣敗の法則と矛盾するから天賦人權説は誤り、妄想であるとし、人類の歴史をこの優勝劣敗によって説明してゆくのであるが、その際、「邪悪ナル」優勝劣敗と「良正ノ」優勝劣敗を区別する(同369頁)。「邪悪ナル」優勝劣敗とは、「体力強大ナル者」が勝者となるような、動物界に見られる弱肉強食的な優勝劣敗であり、「良正ノ」優勝劣敗とは、「世道ノ開明ニ向フニ及ンテ・・・精神力ノ優大ナル者独リ能ク優者ナルノ地位ヲ得ル」(同364頁)ような優

勝劣敗であると定義する。ここに加藤のいう「精神力ノ優大ナル者」とは、当時の「欧州ノ上等平民」すなわちブルジョアジーのことであり、「精神力ノ微弱」な「人民」がブルジョアジーによって支配されている状態が「永世不易ノ自然規律」として肯定され、ブルジョアジーに支えられた君主制に加藤は理想の国家を見出している。「何トナレバ今日欧州ノ上等平民ハ敢テ直ニ政權ヲ掌握シテ妄ニ王公政府ノ權威ヲ凌辱セント欲スルノ念慮アルモノニ非サレハ、況テ王公政府ヲ倒シテ政權ヲ奪ハント欲スルカ如キハ決シテ其志ニアラス」、すなわち、政權に参与し専制君主の横暴を抑制し、あるいは君主の權威を保護し、国家社会の「安寧幸福ヲ増進スルノ大利益」(同366頁)があるからであるという。この文脈にイエーリングは援用され、「同氏(イエーリング)八大進化主義ヲ取り吾人ノ權利モ亦必ス競争淘汰ニ由テ進化スルモノナルノ理ヲ発見シテ權利競争ト題セル書ヲモ著セシカ、其論スル所最モ実理ニ合スルモノト思ハルルナリ」(同372頁)、あるいは、「伊埃林氏^{イエーリング}ハ其著書權利競争論ニ於テ、凡ソ權利ハ競争ニ由テ進歩スル所以ヲ論セシカ頗ル卓論トスヘシ」(同376頁)と高く評価するのであるから、イエーリングの『權利のための闘争』が、まるで「精神力ノ微弱」な「人民」が「政府貴族等ノ奴隷」(同376頁)に予定調和的に収まる「良正ノ」優勝劣敗、貴族・ブルジョアジーの權利拡大のみを肯定しているかの如く見え兼ねない。これに対して、「(加藤は)唐突ニモ理由ヲ説カズ確証ヲ示サズ漫リニ臆測妄断ヲ以テ一概ニ妄想説ハ有害無益ナリ天赋人權ナル者ハ決シテ実存スル者ニアラズト断言シタリ、何ゾ議論ヲナスノ容易ニシテ且ツ輕躁ナルヤ」と加藤の「議論ノ粗略」を指摘し反論したのが馬場辰猪であった(馬場辰猪『天赋人權論』馬場辰猪全集第2巻岩波書店1988年81頁)。馬場は加藤の事実誤認、典拠の誤読、牽強付会、論理の不整合を次々と衝いてゆくのであるが、イエーリングの扱いに関しても「凡ソ他人ノ著書ヲ引証セント欲セバ宜シク其ノ起ル所以ト其ノ著書ノ目的トヲ説カザルベカラズ、若シ之ヲ説カズシテ漫然之ヲ引証セバ全ク其ノ書ノ本意ト相撞着スルコト有ルベシ」とその恣意的な援用を非難し、「故ニ余ハ茲ニイエーリング(イエーリング)氏ガ説ノ起リシ所以ヲ挙ゲ著者ガ議論ノ誤謬ヲ正スベシ」(同106頁)とし、サヴィニー、プフタまでの19世紀ドイツの法思想史をたどり、「人民ハ恰モ無為自然ニシテソノ權利モ伸暢シ法律モ改良スルモノト思惟スル者アルニ至レリ、是ニ於テヤイエーリング氏ハ復此ノ(「サヴィニー＝プフタ説」)の弊害ヲ矯正センガ為メ起テ生存競争ニ非ザレバ以テ權利ヲ伸暢スベカラザルコトヲ唱道セリ」(同107頁)とイエーリングを法思想史上の文脈の中で正しくとらえ直し、「即チイエーリング氏ノ如キハ古来ヨリ人類ノ相競争シテ其權利ヲ請求シタルニ由リ法律上ノ權利ノ伸暢セシコトヲ説キシモノナリ、然レドモ其ノ法律上ノ權利ノ基ク可キ基礎ハ即チ人民ノ幸福ヲ求ムルノ自然法ニ非ズシテ何ゾヤ」(同106頁)、「イエーリング氏ノ主張スル所ノ説ハ・・・何レノ邦国ノ人民ト雖ドモ進んで其政府ニ競争スルハ則チ天地ノ公道ナル自然法ニ從ヒ以テ自己ノ權利ヲ伸暢スル者ニ非ズ

シテ何ゾヤ」(同108頁)と、イエーリングにとっても自由民権の拡大要求は、自然権すなわち「天賦ノ権利」ということになる論証している。

イエーリングは加藤弘之によって「進化主義」の陣営に数え入れられたのであったが、イエーリング自身はダーウィニズムについて、「法の歴史的發展に関して私が到達した結論が、たとえ私の分野(法律学)においてダーウィン理論を完全に立証しようとも、ダーウィン理論の正当性について判断することは私の任ではない」(Jhering: Der Zweck im Recht, Erster Band. Leipzig[Druck und Verlag von Breitkopf und Hartel] 1922[6.-8.Auflage] S.IX)と述べている。すなわち、自説がそれの近くにあることをじゅうぶんに知悉していたことは窺えるが、イエーリングの思想が法思想史のなかでのみ培われてきたことは明らかで、かりに結果としてダーウィニズムと照応することがあってもそれは自分の意図したところでもないし、そのこと自体は自分には無関係だということである。ダーウィンの理論は、ヨーロッパではキリスト教の教説と対立し「科学」対「宗教」という構図を形作ったが、加藤が作り出した「進化論」対「民権論」という構図は、ルソー(『社会契約説』1762年)とダーウィン(『種の起源』1859年)という100年近い隔たりのある思想がほぼ同時に流入したという日本の特殊事情によるものであった。エドワース・S・モースがダーウィニズムについての講演を行い日本に初めてダーウィンの理論を紹介したのは1877年(明治10年)であったが、ルソーの『民約論』(服部徳訳)が出版されたのもまたこの年であった。そして加藤は進化論を、後優先劣、後勝先敗すなわちより新しいものがより優れていることを説く思想と理解したのであった。丸山真男は、ここに西欧思想の日本的受容と近代日本の知識人の原型を見ている。「維新このかた、日本の目指す進化はむろん『先進』ヨーロッパであったから、そこで思想評価の際にも、西洋コンプレックスと進歩コンプレックスとは不可分に結びつき、思想相互の優劣が、日本の地盤で現実にもつ意味という観点よりは、しばしば西洋史の上でそれらの思想が生じた時代の先後によって定められる。しかもこれが必ずしも『進歩の観念』に立つ自由主義者や社会主義者だけでなく、その反対の陣営による批判様式のなかにも頻繁に登場するのである。国粹主義者や反動派がインテリの進歩かぶれを打つ論理もヨーロッパ(あるいはアメリカ)でももう古いという論法が『伝統的』に用いられる。加藤弘之が進化論をひっさげて天賦人権論の『妄想』を攻撃したのは、その輝ける先駆であった。この場合、進化論は内容的に進化の図式を教えたと同時に、形式的にそれ自体最先端をゆくヨーロッパの学説であったことが重要である。」(丸山真男『日本の思想』岩波書店1961年23頁。傍点丸山)丸山は加藤のイエーリング理解にも触れ、「民権運動から思想的根拠を奪うはずの彼(加藤弘之)の理論はいつしか民権論者に『権利のための闘争』を教えていたわけである。弘之を評して敵に刀を貸すものと言った福沢諭吉はさすがに慧眼であった」(丸山真男「加藤弘之著、田畑忍解題『強者の権利の競争』、『戦中と戦後の間』みすず書房1976

年137頁)と評しているが、「其ノ書ノ本意ト相撞着スル」漫然とした加藤の引註を即座に指摘し、イエーリングを正しく読み解いていたのは福沢より先にその弟子の馬場辰猪であった。

『権利のための闘争』の日本語訳については、イエーリング自身による序文中の翻訳リストに、「一八八六年に刊行されたもの - 西(周)による日本語訳(東京)」(岩波文庫版12頁)とあるがこれはすでに述べたように刊行されなかった。なぜ、どのような経路を通じてイエーリングが西の試みを知ったのかについては、「西周全集」の編者大久保利謙も「イエーリングが伝聞したものか」(西周全集第2巻732頁)と記しているだけで詳しいことは分かっていない。日本で初めてイエーリングの『権利のための闘争』が翻訳出版されたのは、加藤弘之の『人権新説』から12年たった1894年(明治27年)のことであった(宇都宮五郎訳『権利競争論』哲学書院1894年)。もっとも宇都宮訳は原著からの訳ではなく、アメリカで出版されたレイラー(John J. Lalor)の英語訳"Struggle for Law"(1879年)を底本に、イギリスで出版されたアスワース(Philip A. Asworth)による英語訳"Battle for Right"(1883年)を参照しつつの重訳であった。大津事件のときの大審院長で、のちに「護法の神」と称せられた児島惟謙、民法起草者の富井政章と穂積陳重が序を寄せ、そして頭題に掲げられていたのは、「斬新之説モ多ク普通一般之法理学ト八大二趣ヲ異ニ致候ものゆへ」この翻訳を早速出版するようという加藤弘之からの推薦状であった。

23) Jhering: Der Kampf um's Recht, S.IX, 『権利のための闘争』(岩波文庫)14頁。

24) Ebd., S.65, 同103頁。ちなみに、宇都宮五郎訳は、原著第5版(1877年)、第6版(1880年)を底本とした英訳からの重訳であったため、フランツォースに言及したこの註は付されていない。この註を含む版(第7版以降)からの初めての日本語訳は、三村立人訳『権利争闘論』(清水書店1915年、大正4年)であった。三村は底本を明記していないが、「イエーリング原著」とあるからおそらくこれがドイツ語からの初訳であったと推測される。つづく日本語訳は、第21版(1925年)を底本とする、日沖憲郎訳『権利のための闘争』(岩波文庫1931年、昭和6年)であった。いずれにせよカール・エーミール・フランツォースと小説『権利のための闘争』は、その名前だけは、1915年(大正4年)以降すでにこのような形で日本に伝わっていたということである。「旧制高等学校の文乙(文科のドイツ語クラス)ではこの原著をドイツ語の教材として読むことが多かった」(村上淳一『「権利のための闘争」を読む』3頁)というから、かなりの人の目にフランツォースの名は触れてきたことになるが、イエーリングの勸奨にもかかわらず、フランツォースのこの作品は今日に至るまで法学者からも(イエーリング理解に必須の文献ではないので当然のことではあるが)、ドイツ文学の研究者からも問題とされることはなかった。

25) Franzos: Rudolf von Jhering, S.79

26) Franzos, Karl Emil: Ein Kampf ums Recht. Leipzig(Paul List Verlag)1953, S.5f.

27) ザッハー = マゾッポがそうであったように、フランツォースもルテニア人の子守娘に育てられ、初めて憶えた言葉も彼女の言葉であった。5才の時初めて父親から自分が「ドイツ人の息子」であると知らされるまで、おそらくフランツォースは、自分が言葉と同じくする子守娘と同一の文化共同体に属する者であると子供心に感じていたはずである。

Vgl. Franzos: Mein Erstlingswerk: "Die Juden von Barnow". In: Ders.(hrsg.): Die Geschichte des Erstlingswerks. Berlin(Concordia Deutsche Verlags-Anstalt) o.J.(1894), S.221f.

28) Franzos: Die Literatur der Kleinrussen. In: Ders.: Vom Don zur Donau. Berlin(Concordia Deutsche Verlags-Anstalt) 1889(Zweite Auflage), 1.Bd., S.295-371

29) フランツォースは、故郷の町チョルトコフを様々な作品において、「バルノフ」の名で登場させている。「私の最初の短編小説集(『バルノフのユダヤ人』)はグラーツ、あるいはチョルトコフすなわち小説のなかの『バルノフ』を舞台としている」(Franzos: Der Pojaz. Hamburg[Europäische Verlagsanstalt]1994,S.9)とフランツォースは述べているが、この町の名前は、遺作『道化師』(Der Pojaz.1905)に至るまで登場する。

30) Ebd., S.16

31) カルパチア山中には平地のルテニア(ウクライナ)人とは違った習俗をもち、牧畜、養蜂などを生業としたスラブ系民族グループが住んでいたが、フツーレ(Huzule)もその一つである。地域によって名称は異なり、カルパチア山脈の北西部(現スロヴァキアの東端)ではレムコ(Lemko, pl. Lemki)、その東ではボイコ(Bojko, pl. Bojki)と呼ばれた。今日では、「カルパト・ルシン」(Carpatho-Rusyn)と総称され、また自称している。<Rusyn>とは、<Ruthene, Ruthenian>の意味である。オーストリア・ハンガリー帝国においてはルテニア人に算入されていたため統計には現れていない。フランツォースはここでフツーレの起源について「モンゴル人とスラブ人の混血」(S.189)としているが、同じ頃出版されたヤングウレクの『ガリツィア・ロドメリア王国およびプロヴィナ公国』は、スラブ化したルーマニア人としており(Jandaurek, Julius: Das Königreich Galizien und Lodomerien und das Herzogthum Bukowina. Wien[Verlag von Karl Graeser]1884, Nachdruck: Wien[Archiv Verlag]1998, S.56)、起源は不詳である。1880年代から1914年にかけておよそ22万5千人のカルパト・ルシンが居住地を離れ、アメリカ合衆国を初めとして世界各地に移住していった。アンディ・ウォホルの父アンドレイ・ヴァルホラ(Andrej Warhola)もその一人で、彼は1913年に当時のハンガリー王国と西ガリツィアの国境をなすカルパチア山麓(現スロヴァキア)からピッツバーグに移住したのであった。

現在カルパト・ルシンはウクライナに65万人、合衆国に62万人、スロヴァキア

に13万人、その他、ユーゴスラヴィア(ヴォイボディナ)、ポーランド、ルーマニア、チェコ、クロアチア、ハンガリー、カナダ、オーストラリアなど世界中で150万人と推定されている。1990年代の世界的なナショナリズムの高揚のなかで、各地で「ルシン協会」が組織され、1997年6月にはブダペシュトで第4回の「ルシン世界会議」が開催された。そこでカルパト・ルシンは、自分たちがウクライナ人ではなく独自の民族であること、ルシン語(Rusyn language)はウクライナ語の方言ではなく独立の言語であることを確認し、民族としてのアイデンティティを世界に向けてアピールした。カルパト・ルシンの比率が高いウクライナのザカルパチア州では、民族自治、分離独立の要求も見られ、ウクライナの政情不安定の一要因ともなっている。

ユネスコの『危機言語レッド・ブック』によれば、ルシン語話者の概数はスロヴァキア(プレシヨフ/東スロヴァキア)で10万人、ウクライナ(ザカルパチア、北ブコヴィナ)で20万(いずれも1993年末)と見積もられているが、スロヴァキアではその3分の2が言語的文化的にスロヴァキアに同化し、「きわめて危険」(SERIOUSLY ENDANGERED)、ウクライナにおいても「危険」(ENDANGERED)な状態にあると判定されている。多数の子供たちがルシン語を学んではいないが、彼らが積極的なルシン語話者になる可能性はきわめて低いとされている。現在、各地のカルパト・ルシンの組織がインターネットを通じて、故郷カルパチアの村落の情報、カルパト・ルシンの歴史、フォークロアの紹介、ルシン語の放送などを発信し民族的アイデンティティの啓発と維持に努めている。本註も以下のサイトに拠った。

The Carpatho-Rusyn Knowledge Base=<http://www.carpatho-rusyn.org/>

Carpatho-Rusyn Society=<http://www.carpathorusynsociety.org/>

Rusyn Association of North America=<http://members.tripod.com/~rdsa/index.html>

The Carpathian Connection=<http://www.tccweb.org/>

UNESCO Red Book on Endangered Languages: Europe=http://www.helsinki.fi/~tasalmin/europe_report.html

- 32) ウクライナ語< á >の音訳。複数形は< á i>「ハイダマキ」。フランツォースは、民俗的・伝説的なハイダマクの諸特性をタラスの形姿に借用しているが、ウクライナ史家サブテルニによる歴史的事象としての以下の「ハイダマク」の記述は、コサックとハイダマクの区別、ガリツィアにおけるハイダマク像の成立を知るうえで参考になる；

マグナート(ポーランドの大貴族)の民兵として働くために雇われていた比較的少数のコサックを除くと、もはや(18世紀初頭以降)コサックは(ドニエプル川)右岸にはいなかった。その結果、1648年(コサックの首領フメルニツキの乱が始まった年)に存在した状況とは違い、抑圧されていた小作層には、彼らがシュラフタ(ポーランド貴族)に対して立ち上がるのを助けてくれる指

導者がいなかった。それにもかかわらず、偶発的ではあったが広範な民衆の反抗のかたちが現れた。その参加者が「ハイダマク」と呼ばれた。「コサク」同様、「ハイダマク」もチュルク語起源であり、「放浪者」ないし「盗賊」を意味した。18世紀初頭以降、「ハイダマク」という語はポーランド人たちによって、森の奥深くにひそみそこから周期的に孤立した貴族の地所に略奪に現れる逃亡小作人に対して使われるようになった。ときに大衆の支持を受けて、裕福な人々から強奪することによって生活する社会的脱落者は、近代初期のヨーロッパに共通の現象であった。イギリスの歴史家エリック・ホブズボウムは、こうした現象を分析して、「義賊」(social banditry) という語を作り出した。ホブズボウムによれば、「義賊」の動機は、単純な略奪本能と、抑圧されている自分たちの同胞のために、豊かな者の財産を没収することによって復讐したいといういくぶん利他的な願望とが緋い交ぜになったものであった。しかし「義賊」には、このような漠とした理想主義的な動機は別として、明確なイデオロギーあるいは既存のものに代わる社会経済システムをつくりだそうとする計画はなかった。ホブズボウムの概念は概ね「ハイダマク」に当てはめることができる。初めは小さな問題として現れたハイダマクは次第に、右岸のシュラフタにとって大きな脅威となっていく。ハイダマクが増えた一つの理由は、15~20年間の賦役義務からの解放の期限が尽きたことである(右岸のマグナートたちは領地に小作人たちを誘い込むために、15~20年間は賦役義務なしという条件で土地を貸与した。小作人たちは、熱狂的にそれに呼応し、ガリツィア、ドニエプル左岸、中央ポーランドからさえ押し寄せた)。自由が長期に亘って続いた後で、多くの小作人たちは隷属を受け容れることを突然拒否し、ハイダマクに加わることを選んだ。ポーランド軍は非力であったので、そうすることはすべての人々にとって比較的容易であった。シュラフタは大規模な軍隊を維持する意志はなかったため、同盟軍は18000人にまで減少していた。そのうち4000人が右岸に割り当てられた。秩序維持には余りにも少ない数であった。だが、ハイダマクの活動の活発化に寄与した最も重要な要素は、ハイダマクがザポロージェ・シーチ(ザポロージェ・コサクの本営)と近接していたということである。ハイダマクはそこから物資、兵員、そして特に重要であったのは、経験豊かなリーダーたちを調達することができたのである。とくに、ポーランドが国際的な葛藤と危機に悩まされていた時期には、ハイダマクはシュラフタにとって危険な存在であった。たとえば1734年にロシアとポーランドの二つの派閥が、新しいポーランド王の選出をめぐる争ったとき、イェジィ・ルボミルスキ侯の民兵団の隊長であった、ヴェルランという名のハイダマクのリーダーが脱走し、ロシア女帝の支持を言明していたファルゼリ侯に対して反乱を宣言した。ヴェルランはおよそ1000名のハイダマクと小作人たちをコサク式の連隊に

仕立て、ブラツラフ、ヴォルヒニア、ガリツィアにわたる広範な略奪に乗り出した。最終的には、ポーランド軍のまえに彼はモルダヴィアへ避難せざるを得なかった。ヴェルランの成功に鼓舞され、彼の例に倣おうとする他のハイダマクの集団も現れてきた。しかしながらシュラフタは、相手と同じ手を使って対抗した。すなわち、有名なハイダマクのリーダー、ザポロージェのサヴァ・ハリイを抱き込み、彼の同胞を追いつめさせたのであった。数年に亘ってハリイは、きわめて効果的に任務を遂行したが、1741年クリスマスの日にザポロージェによって暗殺されたのであった。1750年にハイダマクの暴動はふたたび実質的に増加した。ブラツラフ地方だけでも27都市、111町村が略奪された。到着した援軍にできたことは大火災となった町を鎮火することくらいであった。「義賊」は西ガリツィア、とくにカルパチア山中に広がった。そこではアウトローの集団は「オブリシュキ」と呼ばれ、普通は30～40人がまとまり、しばしば貴族、裕福な商人、ユダヤ人借地人を襲った。もっとも知られた「オブリシュキ」はオレクサ・ドヴブシュであった。彼は神話的なロビン・フッドを想起させるやり方で、豊かな者から奪った大量の略奪品を貧しい人々に分け与え、カルパチアの山岳住民に大変人気があった。ドヴブシュが彼の情婦の夫に殺された後、ヴァシリイ・ブイウラクとイヴァン・ボイチュクら他のアウトローのリーダーたちが現れ彼の後を継いだ。イヴァン・ボイチュクはガリツィアへの後退を経験した後、ザポロージェ・シーチへ逃れ、そこから他の集団を西へ連れ帰ろうと試みたが成功しなかった。ポーランド当局はたびたび彼らを制圧しようと努力したにもかかわらず、オブリシュキは、カルパチアが1772年にオーストリア帝国の一部となるまでその地方で活動を続けた。

- Subtelny, Orest: Ukraine. A History. Toronto(University of Toronto Press)2000(Third Edition), P.190-191. (かつこ内の註はすべて伊狩)

33) Franzos: Ein Kampf ums Recht, S.198f.

34) Ebd., S.199

35) Ebd., S.325

36) Ebd., S.297

37) Ebd., S.324

38) Ebd., S.325

39) Ebd., S.329

40) Ebd., S.298

41) Ebd., S.299

42) シェフチェンコの『ハイダマキ』(Die Haidamaken.1841)は、1768年に起きた、ポーランド人に対するウクライナ農民の蜂起(今日「コリイフチナ」Koliivtschinaの名で知られている)を素材とする長編叙事詩である。イヴァン・ゴン

タは、この戦いを率いたコサックの隊長であるが、カトリックに帰依した二人の息子を自らの手で刺殺する。最後にはゴンタ自身もポーランド人の手に落ち惨殺される。シェフチェンコはこの詩によって、「ハイダマク」という言葉にウクライナ民族解放闘争の殉教者という民族主義的特性を付加した。Vgl. Schewtschenko, Taras (Übers. Weinert, E.): Die Haidamaken. In: Ders.: Der Kobsar. Moskau (Verlag für fremdsprachige Literatur) 1951, 1. Bd., S. 138-243

43) Franzos: Ein Kampf ums Recht, S. 351

44) Ebd., S. 385

45) Ebd., S. 421

46) Ebd., S. 422

47) Franzos: Rudolf von Jhering, S. 50

48) Ebd., S. 78. Franzos: Mein Erstlingswerk: "Die Juden von Barnow", S. 233

49) ウィーン大学へのイエーリングの招聘は当時オーストリア帝国の法務大臣であったアントン・ヒュエ (Anton Josef Freiherr Hye von Glunek, 1807-1894) の決定によるものであった。ヒュエは、1848年三月革命のとき、「学問の自由、検閲の廃止」を要求するウィーン大学の請願を皇帝フェルディナント一世に手渡した人物である。しかし同年5月、学生運動が過激化してゆくなかで大学を辞し、法務次官となり、1849年帝国官報創刊とともに、その編集顧問となるが、同時に、「出版法」(1849年)、「刑法」(1852年および1861年)、「刑事訴訟法」(1853年) など当時の重要な法律を起草し、1867年のオーストリア帝国基本法の公布に際してはフランツ・ヨーゼフ以下5名の署名者の一人ともなっている。自由主義的なヒュエは、革命以前の体制を志向する新絶対主義的な当時の文部大臣トゥン=ホーエンシュタイン (Leo Graf von Thun-Hohenstein, 1811-1888) および彼の教育改革とは対立する立場にあった。ヒュエがイエーリングを選んだ意図は、トゥン=ホーエンシュタインの歴史法学の克服であった。

Vgl. Helfert, Joseph Alexander Freiherr von: Geschichte der österreichischen Revolution. Freiburg im Breisgau und Wien (Herdersche Verlagshandlung) 1907, 1. Bd., S. 238f. Hofmeister, Herbert: Jhering in Wien. In: Luf, Gerhard u. Ogris, Werner (Hrsg.): Der Kampf ums Recht. Forschungsband aus Anlaß des 100. Todestages von Rudolf von Jhering. Berlin (Dunker & Humblot) 1995, S. 9-30

50) イェーリングが担当したのは、1868/69年冬学期講義「ローマ法の歴史と制度」(Institutionen und Geschichte des römischen Rechtes)、1868/69冬学期から1871/72年冬学期「パンデクテン演習」(Pandekten-Praktikum)、1870/71年冬学期の金曜日の午後には実務家向けの講義「主観的な意味での Recht 一般論」であった。フランツォースが参加した講義は1868/69年の「パンデクテン演習」である。150名の聴講者は大変に熱心ですぐに活発な議論が展開されたといェーリング自身も述べている (Vgl. Hofmeister: Jhering in Wien, S. 12)。

なお、「パンデクテン」(Pandekten)とは、「学説彙纂」と訳されることもあるが、東ローマ帝国において6世紀前半にユスティニアヌス帝のもとで編纂された「ローマ法大全」の一部をなし、古典時代の法学者の著述を集めたものである。ローマ法を継受したドイツにおいては、パンデクテンの個々の記述について検討を加えることが法学の重要な部門をなしていた。

- 51) Thibaut, Anton Friedrich Justus: Über die Nothwendigkeit eines allgemeinen bürgerlichen Rechts in Deutschland. Heidelberg(Mohr und Zimmer)1814, Nachdruck: Goldbach(Keip)1997, S.12
- 52) Ebd., S.32f.
- 53) Ebd., S.64
- 54) Savigny, Friedrich Carl von: Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft.Heidelberg(J.C.B.Mohr)1840(Dritte Auflage), S.11
- 55) Ebd., S.151
- 56) Savigny: Über den Zweck der Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft. In: Friedrich Karl von Savigny Vermischte Schriften, Aalen(Scientia Verlag)1850, Nachdruck:Aalen(Scientia Verlag)1981, Bd.1, S.110
- 57) Savigny: System des heutigen Römischen Rechts. Berlin(Veit & Comp.)1840, Nachdruck: Aalen(Scientia Verlag)1981, 1.Bd., S.XV
- 58) Schuler, Theo: Jacob Grimm und Savigny. In: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanische Abteilung. Bd.80, 1963, S.197-305
- 59) Savigny: Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, S.161
- 60) 「実際、私たちが目にするのは、歴史が教えるかぎりでは、人間たちが一緒に暮らしているところではどこでも、彼らは一つの精神的な共同体のなかにいるということである。それは、同じ言語を使用しているということによって精神的な共同体であると知られ、精神的な共同体として確立され完成されるのである。この自然状態のなかに法産出の場があるのである。というのも、その一人一人に浸透した共同の民族精神 (Volksggeist) のなかに上で承認した(法産出の)要求を満たす力が存在するからである。」(Savigny: System des heutigen römischen Rechts, S.19.傍点伊狩)
- 61) Franzos: Rudolf von Jhering, S.50f. フランツォースは一部で字句を改変し、また省略して引用している。明らかな写し間違い、ないし誤植と思われる個所は以下により補正した。Vgl. Jhering: Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung. Erster Theil. Liepzig(Breitkopf und Härtel)1891 (Fünfte Auflage), S.1-3.
- 62) Franzos: Rudolf von Jhering, S.51
- 63) Ebd., S.80

- 64) Jhering: Geist des römischen Rechts, S.3
- 65) Savigny: Über den Zweck der Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, S.113
- 66) Jhering: Geist des römischen Rechts, S.3
- 67) Ebd., S.5
- 68) Ebd., S.6
- 69) Ebd.
- 70) Ebd., S.7f.
- 71) Ebd.
- 72) Ebd., S.10. 「カノン法」(das kanonische Gesetz) とは、カトリック教会法の法典であり、これもローマから中世ヨーロッパに継受された。
- 73) Ebd., S.7. 洪秀全が「太平天国」の樹立を宣言したのは1851年であり、1853年には南京を占領し首都(天京と改称)とした。イエーリングの『ローマ法の精神』第1巻が出版された1852年は、「太平天国」がまさに破竹の勢いで拡大しつつあるときであった。
- 74) 笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』(東京大学出版会1979年)によれば、イエーリングの思想は、「前期では『個人』の自立に第一の重点が置かれていたのに対して、後期では『国家』に第一の重点が置かれるに至った」(62頁)という。笹倉は前期を『ローマ法の精神』(1852-54年)によって代表させ、後期を『法における目的』第1部(1877年)によって代表させているが、『権利のための闘争』(1872年)は「なお前期に属するもの」(54頁)としている。1866年7月の普墺戦争におけるプロイセンの勝利を契機に、「熱血漢イエーリングは、・・・今やビスマルクの全き支持者」(99頁)へと「転向」する。「彼(イエーリング)は、資本主義の矛盾が顕在化した現実の中での自分の理想国家の実現を、ヴィルヘルム一世のもとで始められた社会政策、すなわちかのビスマルクの『アメとムチ』による国家社会主義に託したのである。」(95頁)「ビスマルクの精神は、政治的(国家主義への傾斜の面)のみならず法学的(『目的法学』の面)にも、後期イエーリングを文字通り虜にしたのである。後期イエーリングが持つに至った思想は、このように、国家主義、国家による上からの社会改良政策、及び概念法学=『目的法学』の提唱、の三つを不可分な構成要素としてその内に統合していたのであり、そしてこれらの基底には『ビスマルク国家』があったのである。」(100頁)
- 75) 伊狩裕「啓蒙と『半アジア』 - カール・エーミール・フランツォース試論(1)」同志社大学言語文化学会「言語文化」第3巻第2号2000年12月145-178頁参照。
- 76) ホーフマイスターによれば、イエーリングがドイツへ帰っていった事情については次の三つが考えられる。一つは、トゥン=ホーエンシュタインの大学改革である。この改革では法学において、学問と実務とを切り離すことが意図されていた。イエーリングが実務家との共同作業のなかに法学の発展を見ていたことは、『権利のための闘争』において、多くの例が裁判実務の現場からとられている -

これはまた同時にウィーンを去るにあたってイエーリングがウィーン政府の大学改革、法学改革に対しておこなったプロテストとともることができるが - ことから窺える。もう一つは、プロイセンとオーストリアの政治情勢である。1871年にビスマルクはオーストリア抜きで北ドイツ同盟を中心にドイツ帝国を成立させ、普墺関係が緊張する。同じ年オーストリアのホーエンヴァルト内閣は、ガリツィア、ボヘミアに対しより多くの独立性を与えることによって帝国の多民族問題を克服しようとするがドイツ自由派の反対に遭い挫折する。イエーリングの目にはオーストリア帝国はこの問題を克服できず、いずれ崩壊するものと映った。それに対して帝国創設という輝かしい時を迎えたプロイセン = ドイツが、熱烈なビスマルク崇拜者イエーリングに、祖国の歴史的瞬間に参加したいという気持ちを起こさせたのは自然なことであった。三つ目には、ウィーンという大都会での暮らしが、日を重ねるにつれドイツでの静かな研究生生活への思いをイエーリングに募らせていったことがあげられる。Vgl. Hofmeister: Jhering in Wien.

77) Franzos: Rudolf von Jhering, S.79 「(1870年)」はフランツォース自身の註。

78) Franzos, Karl Emil: Der Richter von Biala. In: Ders.: Aus Halb-Asien. Culturbilder aus Galizien, der Bukowina, Südrußland und Rumanien. Leipzig(Duncker & Humblot)1878, 1.Bd., S.75-148. なお、前回「啓蒙と『半アジア』 - カール・エーミール・フランツォース試論(1)」同志社大学言語文化学会「言語文化」第3巻第2号2000年12月161頁の『ピアラの裁判官』は『ピアラの村長』に訂正する。当時のガリツィアの小村の<Richter>あるいは<Dorfrichter>は、「裁判官」という語が連想させるような官職でもなく、中央政府から派遣された役人でもなく、村の複数の長老たちのなかから村人たちによって選出され、その役割も、村を統率し、外に向かっては村を代表する村のリーダー、指導者であった。村内の争いを裁くことはその役割の一つに過ぎなかった。旧約の「士師・さばきつかさ」(Richter)が最も近い。

79) Ebd., S.80

80) Franzos: Ein Kampf ums Recht, S.89

81) Ebd., S.356

82) Ebd., S.365

83) Ebd., S.387

84) Ebd., S.388

85) Ebd., S.360

86) Ebd., S.388

87) Ebd., S.423

* 本稿は日本学術振興会から交付された科学研究費補助金による研究の一部である。

Ein Kampf ums Recht — Versuch über Karl Emil Franzos (2)

Yutaka IKARI

Karl Emil Franzos begegnete 1869 als Jurastudent in Wien Rudolf von Jhering, den im vorigen Jahr der damalige österreichische Justizminister Anton Hye auf die Lehrkanzel für das römische Recht aus Gießen berufen hatte. Franzos wurde von seiner Vorlesung und seiner Schrift “Geist des römischen Rechts” entscheidend beeinflusst. Vor dem Auftritt Jherings hatte die historische und nationalistische Schule Savignys in der deutschen Jurisprudenz geherrscht, wonach “der Stoff des Rechts durch die gesammte Vergangenheit der Nation gegeben” und “aus dem innersten Wesen der Nation selbst und ihrer Geschichte hervorgegangen” sei. Jhering versuchte die historische Schule zu überwinden, indem er die welthistorische Bedeutung und Mission Roms als “die Überwindung des Nationalitätsprinzips durch den Gedanken der Universalität” definierte. Der junge Franzos begeisterte sich für Jherings Gedanken über das römische Recht als die Universalität, weil er unter dem stark aufklärerischen Einfluss von seinem Vater erzogen wurde und nach dem universalistischen Menschenbild strebte. 1872 hielt Jhering in der Wiener Juristischen Gesellschaft den Abschiedsvortrag “Der Kampf um das Recht” (später unter dem Titel “Der Kampf um’s Recht” veröffentlicht) und kehrte nach Deutschland (Göttingen) zurück. Jhering behauptete in dieser Schrift, dass alles Recht in der Welt erstritten worden sei. Daher sei die Behauptung des Rechts eine Pflicht der moralischen Selbsterhaltung, und gänzliche Aufgabe desselben moralischer Selbstmord. Er sah in Kleists “Michael Kohlhaas”

einen Märtyrer des Kampfes ums Recht.

Zehn Jahre danach, 1882, erschien in Breslau Franzos Roman namens "Ein Kampf ums Recht". Der Roman war zwar stark von Jherings "Der Kampf um's Recht" angeregt worden, aber er hatte einen eigenen Grundgedanken, den Jherings Schrift nicht enthält: "Es ist nicht bloß Pflicht, für sein Recht zu kämpfen, sondern für das Recht überhaupt, und sich gegen Unrecht aufzulehnen, auch wenn es nicht uns persönlich trifft." Taras Barbola, der Held des Romans, war im ruthenischen Dorf am Anfang des 19. Jahrhunderts als außereheliches Kind geboren und deswegen wurde er als Kind mißhandelt, aber die Mutter tröstete und mahnte ihn, niemand zu hassen und gerecht zu sein. Taras blieb dem Rat der Mutter treu und bekam durch sein Rechtsgefühl immer mehr das Vertrauen der Leute. Das Recht wurde sein Lebensprinzip, das sein Leben und Schicksal entschiedete. Durch die Auseinandersetzung um den Gemeindeacker des Dorfs Wolowce, dessen Richter er war, wurde Taras der Führer der Rächer und erklärte dem österreichischen Kaiser Krieg. Er wurde nachher fanatischer Kämpfer ums Recht aller Unterdrückten. Am Ende wurde er ein Märtyrer für das Recht schlechthin, wodurch Franzos die letzte Konsequenz der Idee von "der Heiligkeit des Rechts" ausdrückte, die er von Jhering übernahm.

Battle for Right

— An essay on Karl Emil Franzos (2)

Yutaka IKARI

Key words: Franzos, Jhering, Battle for Right